

農業委員会で審議された案件です

(上段：賃貸借・使用貸借 下段：売買・贈与 単位：件)

案 件 名	4～9月	10月	11月	12月	令和3年度計
農振法による農用地区域除外申請	0	0	0	0	0
農地法第3条許可申請	1	0	0	1	2
	1	0	0	0	1
農地法第4条許可申請	0	0	0	0	0
農地法第5条許可申請	1	0	0	0	1
	11	0	0	1	12
農用地利用集積計画の決定	3	0	2	2	7
	3	0	0	0	3
現況証明願	6	0	0	0	6
農地法第3条の3届出書	1	1	1	0	3
農地法第18条第6項合意解約通知書	3	0	0	2	5
農業者年金に関する申請	11	0	0	2	13

10月 ●農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)について
 11月 ●農林水産省通知「農地法の運用について」の規定による非農地判断について
 12月 ●農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に係る意見について
 ●買入協議の要請について

農地を相続すると届出が必要です

農地を相続等により取得した場合、農業委員会に届出をする必要があります。この制度は、農地法の許可を要しない相続等による権利取得についても、農業委員会が把握することにより、農地の有効利用を図ることを目的としています。詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。

- 届出が必要な方 相続、法人の合併・分割等により農地を取得した方
- 届出の時期 農地の権利取得を知った時点からおおむね10か月以内

申し込みは、農業委員会事務局までご連絡ください。



全国農業

新聞

週刊 月4回金曜日発行
 月700円、年8,400円
(消費税込)

知って得する!

農業者年金



農業者年金は、将来安定して受給できる積立方式・確定拠出型の年金です。

- 税金が安くなります
- 農業者年金で支払った保険料の全額が、社会保険料控除の対象となるため、その分課税対象所得が下がり税金が安くなります。
- 保険料に国庫補助が出ます

要件を満たせば、最低月額保険料2万円のうち4千から1万円の国庫補助を最長20年間受けることができます。

詳細は、農業委員会事務局または、JA新すながわ営農課までお問い合わせください。